

愛知県建築設計業務等委託契約約款 新旧対照表

【新】	【旧】
<p style="text-align: right;"><u>令和 2年12月25日一部改正</u></p> <p>第1条～第48条 略</p> <p>(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、業務委託料の10分の3に相当する額を支払わなければならない。</p> <p>一 第41条第1項第一号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法<u>第7条の3</u>の規定の適用があるとき。</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>3～4 略</p> <p>第50条～第55条 略</p>	<p>第1条～第48条 略</p> <p>(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、業務委託料の10分の3に相当する額を支払わなければならない。</p> <p>一 第41条第1項第一号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法<u>第7条の2第7項、第8項又は第9項</u>の規定の適用があるとき。</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>3～4 略</p> <p>第50条～第55条 略</p>